

国家森林資源データベース運用経費（庁費）

【平成24年度概算決定額 25,131（28,137）千円】

事業のポイント

京都議定書に基づく森林吸収量の算定・報告を行うため、算定に必要な各種データについて、毎年度最新の情報を国家森林資源データベースに登録するとともに適切な管理を行います。

- ・ 平成19年5月より京都議定書に基づく森林吸収量を試行的に報告しました。
- ・ 我が国の森林吸収量算定には、日本全国の森林に関する様々なデータが必要です。
- ・ 都道府県からは、森林簿、森林計画図等の森林計画データを収集し登録・更新しています。
- ・ 林野庁で行っている土地利用変化の調査結果等についても登録を実施しています。
- ・ これらの登録データにより、毎年の森林吸収量を算定・報告します。

政策目標

国際的に承認される我が国の森林吸収量

1,300万炭素トン（平成20年～24年の年平均）

<内容>

1. 国家森林資源データベースの運用

森林簿、森林計画図、衛星画像、新規植林・再植林・森林減少の情報、森林経営情報、保安林情報、土壌調査情報等それぞれについて、データの管理・更新及び、更新に必要なプログラムの修正等国家森林資源データベースの運用を行います。

2. システムの保守

国家森林資源データベースに係るシステムのハードウェアの保守を行います。

<請負先>

民間団体

<事業実施期間>

平成19年度～

[担当課：林野庁研究・保全課]